

乾隆帝の対ハルハ政策とハルハの対応

岡 洋 樹

はじめに

ハルハ・モンゴル (Qalqa Mongyul 喀爾喀蒙古) が満洲族清朝の支配下に入ったのは、康熙三〇（一六九一）年のドロンノールの会盟前後のことである。以後宣統三（一九一一）年にハルハを中心にしてボグド・ハーン制國家が建設されて独立が果たされるまでの一二一〇年間、ハルハは異民族の支配を受けた。この時代のモンゴル史は、政治的には比較的安定した時代であつたといえる。かつて繰り返されたような王公同士の内乱や中国をはじめとする近隣の地域に対する掠奪・侵入は後を絶つた。そのせいか、この時代に関する先駆的研究は、決して数が多いとはいえない⁽¹⁾。先行研究の特徴として、政治史の観点からする研究が極めて少ないと、比較的層の厚い制度史面での研究にしても、清朝支配期の一二一〇年間を極めて変化の少ない、均質なイメージで捉えるものが多いことが挙げられる⁽²⁾。筆者は、かつて牧地の劃定の問題を中心としていわゆる盟旗制度の成立過程について検

討し、それがハルハに導入されるまで百年近くの時間を要したことを明らかにした。⁽³⁾ また萩原守氏は、法制史の側面から、清朝の蒙古例がハルハに導入されるまでに、やはり百年近くの時間を要していることを明らかにされた⁽⁴⁾。盟旗制度の導入とは、それまでのモンゴルの支配関係に根本的な改編を加えるものであり、その導入過程が制度・法制面において漸進的であつたのならば、その変化の節々には、なんらかの政治的な変動があつたと考えられる。かつて筆者はまた、定辺左副將軍に任命され、ハルハ地方の軍權を委ねられたツェンジンジャヴ（Čenggiünjab 成袞扎布）について検討し、その時代の清朝の支配は間接支配的性格をもつていたことを述べた。そこでは、ながらく清朝の忠臣と考えられてきたツェンジンジャヴが、実はハルハ王公の利益を代表し、それ故に乾隆帝は彼を警戒し、懷柔に努めたことを明らかにした。⁽⁵⁾ このような清朝とハルハの政治的矛盾は、清代モンゴル政治史の可能性を示唆するものといえよう。しかし何分二二〇年というのは長大な時間であり、その政治史の変遷は決して一度に明らかにしうるものでもない。清朝支配の節目に着目した政治史研究の積み重ねが求められるのである。

かかる問題意識にたつて、本稿では、乾隆二〇年代（一七五五—一七六四）に焦点をあててみたい。筆者が敢てこの時代を選んだには理由がある。それは、第一にこの時代が清朝最大の懸案であつたズーンガル問題の解決、つまりズーンガル平定をもつて始まる事。それはつまり、それまでは対ズーンガル政策に従属される見えなかつたハルハ政策が、純粹にハルハ支配策として行われる客觀条件が整つたことを意味する。第一に、從来清代モンゴル政治史において語られてきた政治的事件の多くがこの時期に集中して発生していること。すなわ

ち、清朝支配下のハルハにおける最大の反清蜂起であるチングンジャヴの⁽⁶⁾乱、ハルハのロシア帰属運動⁽⁷⁾、ジエヴツンダムバ・ホトクト (Jebzundamba qutuytu 哲布尊丹巴呼圖克圖) 三世のチベットからの転生⁽⁸⁾、清朝によるハルハ支配強化の現われとされる「庫倫辦事大臣」の設置等がそれである。

一方で、清代ハルハ政治史研究の条件も整いつつある。各地に所蔵される当時の公文書史料（檔案史料）が公刊或いは所蔵機関の開放によって、利用できるようになってきた。筆者は、この度中国北京の第一歴史檔案館において、主に軍機處全宗の公文書史料を閲覧し、上記の問題に関する多くの文書を見出だした。本稿も、これら史料の分析に基づく。

本稿は、チングンジャヴの乱鎮圧後、イヘ・フレーに送り込まれた親清派王公サンザイドルジ (Sangjayidorji 桑齋多爾濟) の活動と、それに対するハルハ王公の抵抗を中心に、これをめぐる清朝、乾隆帝の政策の性格を明らかにすることを目的とする。サンザイドルジはハルハ王公ながら、親清派として、乾隆帝のハルハ政策の前衛としての役割を果たした。彼の活動は、当時の清朝のハルハ政策の主軸を形成したのである。ただ、紙数の都合もあるので、ジエヴツンダムバ・ホトクト三世のチベットからの転生をめぐる問題は別稿に譲り、ここでは、サンザイドルジとハルハ王公の抗争とトシユート・バン (Tusiyetu qan 土謝圖汗) 家の政治権力の後退に的を絞ることとしたい。

一 サンザイドルジのイヘ・フレー辦事

1 乾隆二〇年代初頭のトシヨート・ハン部

乾隆二〇年代初頭のハルハでは、その首長として伝統的な権威をもつトシヨート・ハン家の影響力が温存されていた。同家は、親族中から二代にわたってジェヴサンダムバ・ホトクトを転生させ、ハルハにおける宗教的、精神的影響力をも掌中にしていた。当時同部の権力は、盟長と副將軍を兼ねるハン・ヤムピルドルジ (Yampildorj 雅木丕勒多爾濟) に集中されていた。⁽¹²⁾ ハンのヤムピルドルジを補佐していたのが、同部ダルハン王家の当主エリンチン・ドルジ (Erincindorj 頴璘沁多爾濟) であった。ダルハン王家は、ハルハの清朝帰属時のハン・チャホンドルジ (Čaqundorj 察輝多爾濟) の長子ガルダン・ドルジ (Galdandorj 瞞勒丹多爾濟) を祖とするハン家最近親である。ジェヴサンダムバ・ホトクト一世は、エリンチン・ドルジには異母弟にあたる。このエリンチン・ドルジの処刑後、同部副將軍參贊としてハンを補佐したのがリムピルドルジ (Limpildorj 琳丕勒多爾濟) である。彼は、同部ダライ・ザサク輔國公で、やはりチャホン・ドルジの第三子バンティダエルデニ・ムジル (Bandia-erdeni-namjal 班第達額爾德尼納木扎勒) を祖とするハン家近親であった。⁽¹³⁾ 一方ハルハ仏教界の頂点にたつイヘ・フレーでは、上述のようにホトクト一世がダルハン王家の出身であったほか、フレーの財政を司る実力者エルデニ・シャンゾムバ・スンデヴェルジ (Sündüborj 遜都布多爾濟) もハン家の近親であつたらしい。後にサンザイドルジは、乾隆帝への上奏の中で、

スンデヴドルジは、即ちこのトシュート・ハン・ツェデンドルジの近親の叔父です。

と述べている⁽¹⁵⁾。ツエデンドルジ (Čedengdorji 車登多爾濟) は、ヤムピルドルジの甥であるから、スンデヴドルジ⁽¹⁶⁾はヤムピルドルジとは同世代の近親だったことになる。このように、乾隆二〇年代初頭のトシュート・ハン部といへ・フレーは、ハン家勢力の強い影響下にあつたのである。

2 サンザイドルジのイヘ・フレー派遣

乾隆二二一（一七五七）年一月初八日、イヘ・フレーに着任したサンザイドルジ⁽¹⁷⁾は、トシュート・ハン・ヤムピルドルジのハン削爵を奏請した。彼は、部内における漢商襲撃事件の頻発の責任をハンに帰し、ハンの弟でイヘ・フレーのラマになつていたブンツアクラヴァダン (Pungčuγ-rabdan) を還俗させてハンを継がせ、盟長に任命するよう請うた。⁽¹⁸⁾帝はこれを認めなかつたが、ヤムピルドルジは翌二二三（一七五八）年に死去し⁽¹⁹⁾、後任の盟長には親王ダシビルが任命された。またハンを継いだツエデンドルジは未だ若輩で、政治的な実力に欠けていた。⁽²⁰⁾こうしてサンザイドルジに立ちはだかる最大の権威は、取り除かれたのである。実はこの年には、まさにイヘ・フレーを舞台にしてロシアへの帰属運動がリムピルドルジ等ハルハの一部王公によつて進められていたのであるが、サンザイドルジがこれに気付いた様子はない⁽²¹⁾。同部副將軍參贊としてロシアとの交渉事務を処理していたリムピルドルジは、二二三年二月、アマルサナーの死体検分のためヒヤクト (Kiyaytu) に赴く途中急死した。⁽²²⁾これに代えて、サンザイドルジは輔國公サンドウグドルジ (Sandubdorji 三都布多爾濟) を參贊に推挙し、認められる⁽²³⁾。サン

ドウヴドルジは、同部中右末旗ザサクで、同旗の祖ツエムピルドルジ (*Čempildorji* 辰丕勒多爾濟) は、サンザイドルジの祖父ダンジンドルジ (*Danjindorji* 丹津多爾濟) の兄であり、⁽²⁶⁾ ハルハ内部ではサンザイドルジにとつて、叔父サンダクドルジ (*Sandaydorji* 三達克多爾濟) に次ぐ近親だつた。⁽²⁷⁾

こうしてサンザイドルジ着任後僅か一年で、ハン家勢力を代表するハン・ヤムピルドルジは難なく除かれたのである。同時に彼は、ジェヴツンダムバ・ホトクトのイヘ・フレーに対しても工作を行う。着任当初彼は、エルデニ・シャンゾドバ・スンデヴドルジの権限を強化するよう、帝に願い出ているが、乾隆二年一二月二七日朝のジェヴツンダムバ・ホトクト二世の死をきっかけに、イヘ・フレー中枢に自分に近いラマを送り込み始める。シャンゾドバ・スンデヴドルジ等は、ホトクトの化身が現われるまで、フレーの法事を掌管させるために、ジャムバルドルジ (*Jambaldorji* 扎木巴勒多爾濟) というラマをハムバ・ノモン・ハンに推薦した。サンザイドルジは帝に、駐京ラマの派遣を請つたが、帝はジャムバルドルジ任命に止めた。⁽²⁸⁾

一方当時一世ホトクトの供養のため、哈尔ハからチベットに使節が派遣されたが、サンザイドルジは、これに赴いたシャグドル (*Šagdor* 沙克都爾) なるハムバ・ラマを帝に盛んに推挙する。彼の弁によれば、

この度チベットに赴きましたこのバンディダ・ハムバ・シャグドルと申しますのは、もともとチベットで学問を修めました。ダライ・ラマの在時、彼を、哈尔ハのラマであるが、甚だよく学んだので、土地のイヘ・マイダリ・ヒードという寺のハムバとなし、バンディダの称号を与えて、坐牀させたのであります、当地ではホトクトの在時、また彼をホトクトの次席ラマとなし、就かせたのでありました。

といふ⁽³¹⁾。ところが、後にサンドウヴドルジ等がこのラマを評したところによると、

ただこの内、ハムバでありましたシャグドルと申しますのは、以前チベットに何年か住み、後フレーに来住したのですが、我等の前代のホトクトは、シャグドルを人格悪く、行いが正直でないといって、イベンの寺に放逐して住まわせたのでした。ホトクトが示寂された後、シャグドルは王でありましたサンザイドルジには舅（nakcu amha）なので、彼がチベット語を解するとして、イベンの寺から呼び出し、チベットに（ホトクトの）供養と、ホトクトの化身がいつ現われるかの件で遣わしてからは、シャグドルの性格・行いはますます思い上がり、思いのままに振る舞い、誰ともうまくゆかないでの、人々の怨むこと見るに堪えず、直ちにその実弟ジャムバルドルジに申しましても、またお互に仲が悪く、その行いはまことに信用できず、恐るべきものです。

といふ、いわくつきのラマであつ⁽³²⁾。サンドウヴドルジ等も述べているように、シャグドルはジャムバルドルジとは実の兄弟で、しかもサンザイドルジには舅であった。ジャムバルドルジのハムバ・ノモン・ハン就任も、サンザイドルジには必ずしも不満な人選ではなく、事実この後彼は一貫してこのラマを後押しし続ける。サンザイドルジが近親をイヘ・フレーの中枢に強引に送りこんでいた様子が窺われよう。

このようすにサンザイドルジは、着任後一・二年の間に、トシエート・ハン部内の実権を掌握し、イヘ・フレーでは二世ホトクトの死後、その中枢に自分に近いラマを送り込み、急速にハン家勢力を排除し、自分の立場を強化していくた。

一方ハン家勢力は、定辺左副将軍ツェンジヤヴと連絡をとつてこれに対抗する。乾隆二十三年二月三日呈覽の定辺左副将軍代理ナムジャル（Namjal 那木扎勒）の奏聞によると、

本年正月二二日、參贊大臣親王デチンジャヴ、四部落事務を処理する郡王品級ダシビル⁽³³⁾、公ドルジツエデン⁽³⁴⁾等がしもべたる私どものところにやつてきて、親王サンザイドルジのところから彼らに送ったジェヴツンダムバ・ホトクト示寂の件で上奏した摺子⁽³⁵⁾を、しもべたる私どもに見せました。しもべたる私どもが詳かに考えますに、ジェヴツンダムバ・ホトクトの示寂は、彼らハルハ等の一大事であります。フレーには今いかに王サンザイドルジの身がおりますとはいえ、更に一人大員を派遣して彼を助けさせますれば、事務にも有益なようであります。ダシビルは所轄アイマークの正位の盟長ですので、しもべたる私どもは皆で協議し、四アイマークの駐班事務⁽³⁷⁾を公ドルジツエデンに命じて処理させ、郡王品級ダシビルに、……（中略）……訓示して派遣しました。

とみえる。これによつて派遣されたダシビルは、サンザイドルジの言うところによれば、

ダシビルと彼らは、元々甚だ親密でありました。彼ら三人（ダシビル、ツェンジヤヴ、シャンゾドバ・スンデヴドルジ）は、あらゆることにみな考えを一つにしていますので、ここ（イヘ・フレー）ではシャンゾドバ・スンデヴドルジ等がダシビルと協議して、併せてツェンジヤヴと内々に協議してから行います。といい、フレーでハン家勢力を代表するスンデヴドルジと、ウリヤスタイルのツェンジヤヴ、デチンジャヴ等とを連絡する任務を帶びていたのである。

以後、この両派は、乾隆二〇（一七六五）年にサンザイドルジがロシアとの密貿易によって解任されるまで、抗争を繰り広げることになる。

二 サンザイドルジとハルハ王公の抗争

1 満洲大臣ノムホンの派遣とその解任事件

乾隆二六（一七六一）年正月、一世ホトクトの供養のためにチベットに派遣されていたハムバ・ラマ・シャグドルと輔國公サンダクドルジが、イヘ・フレーに帰還したが、化身の所在については何らの情報ももたらさなかつたため、シャグドルが再度チベットに派遣され、化身の所在を探ることとなつた。一方乾隆帝は、チベットのデモ・ホトクト（第木呼囉克圖）に手をまわして、東チベット・リタンの第巴ダンジングムヴの子をジエヴツンダムバ・ホトクトの化身であると上奏させた上で、直ちにこれを認定、一〇月一四日、ハルハに布告した。³⁹⁾ この化身擁立は、ハルハの王公達にはサンザイドルジの差し金と映つたらしい。化身発見の布告の直後、ウリヤスタイにイヘ・フレーのハルハチ（滿：halhaci 蒙：qayalyachi 門衛⁴⁰⁾）が現われ、サンザイドルジを、

フレーに駐して事務を処理する際、不正が甚だ多い。

と訴え出た。⁴¹⁾ 定辺左副將軍ツェンゲンジャヴは直ちにこれを上奏、驚いた乾隆帝は、

サンザイドルジはモンゴル人であり、年若く、このよくなこともなくはあるまい。内地から大臣を派遣して共に事務を処理させれば、オロスの事務に有益であり、サンザイドルジもつしみを知り、彼のすき勝手に

乾隆帝の対ハルハ政策とハルハの対応

岡

第七十三卷

三九

なることもなくなるので、サンザイドルジもまた、完からしめることができると考え、

ノムホン（Nomhon 諾木璉）をイヘ・フレーに派遣した。⁽⁴²⁾ 不正の訴えの取調べをするでもなく大臣派遣に止めたのは、明らかにサンザイドルジを擁護したものであった。サンザイドルジ自身は、むしろこれを歓迎したであらう。⁽⁴³⁾ 思惑が外れたのはハルハ王公達である。そもそも訴えが門衛ラマの発意であるはずではなく、黒幕は明らかにシャンゾードバ・スンデヴドルジであった。彼は、ツエングンジャヴと計つてサンザイドルジの追い落としを画策したのである。後に満洲大臣フデ（Fude 福德）は、この訴えについて帝に、

この内、あるいは將軍ツエングンジャヴがサンザイドルジとお互い不仲なため、ツエングンジャヴが内々にシャンゾードバに命じたところあるや、あるいはシャンゾードバがツエングンジャヴによくみせようとして、このようにへつらつて取り入ったものか、

との両様の可能性を示唆したが、帝は、これに答えて、

両方ともあるのである。

と朱批をいれている。⁽⁴⁴⁾ 大臣派遣を知つて意を強くしたのはサンザイドルジである。彼は、却つてシャンゾードバに対して攻勢に出、

ジャヴツンダムバ・ホトクトの属下のシャビナルは甚だ多く、事務もまた繁多であります。すべての聖俗の訴訟・審問・盜賊等の事務を、すべてシャンゾードバ・スンデヴドルジが掌管しておりますが、ただすべての事務を常々えこひいきします。

と帝に訴え、シャビナルの事務をハムバ・ノモン・ハン・ジャムバルドルジに協理させるよう求めた。これは認められたが、シャンゾドバ側は、これを無視する態度にいた。

……スンデヴドルジが以前またしもべを少しく警戒しているのをしもべは知り、一昨年しもべたる私は、スンデヴドルジの権力を少しでも減らそうと考えて、ノモン・ハン・ジャムバルドルジを推して主上に御恩を請い、奏したのでありました。意外にもシャンゾドバ・スンデヴドルジとその信頼するサイド達は、皆ノモン・ハンを「ただ補佐する者であろう。シャビナルを総管する者では全くない」と、あらゆる事務を全てシャンゾドバとサイド等が共謀して処理した後で、漸くノモン・ハンに報告するだけです。全ての権力は、相変らずシャンゾドバの手にあります。⁽⁴⁶⁾

それから一年が過ぎた乾隆二七（一七六二）年一二月、またもやイヘ・フレーの門衛ラマがウリヤスタイルに現われ、今度はノムホンを告発した。ノムホン告発の内容は、

ホトクトの化身を迎えるため、銀両を取り立て、またシャンゾドバに少しく価値を与えて、多少の物品をむりやり買う銀両を受取り、その領催や家人さえ、妄りに勝手にモンゴル人から搾取する等の件

であったといい、また、

……来年ジエヴツンダムバ・ホトクトの化身が戒を受けるラマに献ずるものを準備するために、トシエー
ト・ハン・ツエンドルジ等がノムホンと共に協議し、ハルハ四部落から一千両の銀両を徴収し、ノムホンはまたホトクトの倉の物品を調査し、かわうそ等の毛皮を持つていった……⁽⁴⁷⁾

ともいう。そこで帝は、一二月一九日、理藩院額外侍郎フトウリンガ (Hüturingga 瑞[因靈阿]) と額駄フルンガン (Furunggan 福隆安) をイヘ・フレーに派遣して調査させた。⁽⁴⁸⁾ 彼らは、同時に前年のサンザイドルジに対する訴えも密かに調査するよう命ぜられていた。一方で帝は、ツェンゲンジヤヴにもこの旨通知したが、その中で、

……調べてから、サンザイドルジをモンゴル人であるとして、朕が恩を施して彼を罰するのを赦免することもできるであろう。調べないわけにはいかない。

と述べ⁽⁵⁰⁾、調査の結果如何に拘らず、サンザイドルジを赦免すると宣言した。サンザイドルジが後に帝に書き送つたように、ツェンゲンジヤヴの告発が、

ノムホンを彈劾し、これを処理するのを口実に、またしもべの誤りをも調べだして、共に陥れようと考えたのです。

といふものであつたならば、その期待は見事に裏切られたのである。いかにサンザイドルジの過失を暴いても赦免されでは元も子もない。この帝の通知は、直ちにツェンゲンジヤヴからシャンゾドバにも伝えられた。⁽⁵¹⁾

結局ノムホンは、ハルハの内部問題たるホトクト迎接に係わりを持ちすぎたことが咎められて解任される。⁽⁵²⁾ だがフトウリンガ等の一方の任務であるサンザイドルジに対する訴えの捜査は難航を極めた。フトウリンガ等の報告によると、

……フレーに到着し、ノムホンの行状を調べ終えて上奏を送った後、ノムホンにまた他件が有るかないかのところを調べ終える一方、内々にサンザイドルジを訴えた件を尋ね調べますと、しもべ共が到着する一・三

日前に將軍ツェンジヤヴのところから人が派遣されてきたと言います。四・五日経つても少しも消息はありません。そこでしもべたる私共が、寺廟に拝するトシェート・ハン等に返礼に会うために、何度も外出していく時、多くのハルハチ・ラマ等があるいは並んで立つて見、あるいは群がりついて来ますが、訴える者は全くおりません。

といい、サンザイドルジを訴える者が現われるのを待つたが、誰も彼を訴えようとしなかった。やむなくシャンゾドバに直接尋ねたが、彼は「サンザイドルジを訴えることを、少しも述べ立てはしなかつた」ばかりでなく、「ただサンザイドルジを、良い、倉の事務を良く護り処理している」ととぼけるばかりであつた。⁽⁵⁴⁾ 帝は訴える者がいない以上、深く追及する必要はないとして、フトウリンガ等に帰還を命じた。⁽⁵⁵⁾ サンザイドルジが無傷ですんだことは、乾隆帝にも満足するべき結果であった。乾隆二八年二月五日、ノムホンの後任として、フデの派遣が決定される。⁽⁵⁶⁾ サンザイドルジは、これを契機に一挙に反撃に出る。

2 サンザイドルジの政策提言

二月二十四日、サンザイドルジは建築中のホトクトの新寺廟の工事監督に、公品級ゲジャイドルジ（Gebajayidorji 格齋多爾濟）を推薦し認められる。この人物はダルハン王家の人物であるが、⁽⁵⁷⁾ 彼が敢てゲジャイドルジを推した理由は、彼の推薦の弁によれば、

……公品級ゲジャイドルジは、幼少より公主に従い、常に京師に住んだのでありました。人は恪謹で、事務

乾隆帝の対ハルハ政策とハルハの対応

岡

に細緻で、内地の工事をもまた明らかに知っています。

といふものであつた。⁽⁵⁸⁾ 内地に住んだことこそが、彼には評価の条件だったのである。

これより先、二月五日の諭において、帝は、サンザイドルジにフトウリンガ等の調査の顛末を説明して、次のように述べた。

……ただシャンゾドバは両者を離間させ、ざんげんしたのであって、彼は間でまた善人らしく振る舞つたのは、甚だ見るに堪えない狡猾な悪人である。……（中略）……（シャンゾドバを）彼の地に置くのは有益か、無益かのところを、サンザイドルジは事実によつて明白に上奏せよ。もし彼の地に置くことができないならば、彼を京師に連れて来て住まわせててもよいだらう。シャンゾドバがもしこの故にサンザイドルジを恨んで、サンザイドルジを再度引合にだして訴え出ても、朕は再度彼（サンザイドルジ）を赦免する。妄りに疑い恐れることはない。⁽⁵⁹⁾

今や皇帝の強い支持が明らかになつたことで、ハルハ王公達に対し断然有利な立場にあることを自覚したサンザイドルジは、自分を取り巻く情勢を事細かに帝に訴え出る。⁽⁶⁰⁾

……一昨年、ツエンゲンジャヴが、しもべたる私を、フレーの事務を処理するのに不正が多く、ホトクトの倉の財物を使い込んだと弾劾致しましたのを、しもべたる私は思う度に恨み、恥じ入ります。……（中略）……ただ、しもべたる私の性格はせつかちで、諸事務にもまた厳しく、誰にも少しの余地も残しません。これはまたみな事實です。それで、シャビナルをはじめ、みなしもべを恨み憤慨する者が多いのです。……

(中略) ……またしもべたる我等ハルハは皆、しもべを内地に生まれた者だといい、彼ら同様には見ません。常々のけものにして見ることは、誰でも知っています。即ち、ツエングンジャヴがしもべ共を弾劾したのも、ホトクトの倉を護るいいところをシャビナルや衆ハルハに見せんがためです。ノムホンを弾劾し、これを処理するのを口実に、またしもべの誤りを調べ出して、共に陥れようと考えたのです。

続けて彼は、スンデヴドルジについて驚くべき事実を明らかにする。

……シャンゾドバ・スンデヴドルジは、ツエングンジャヴとは mukün は遠いのですが、niyaman は甚だ近づいています。

ムクンは父系の血縁を言い、ニヤマンは姻族を指すものと思われ⁽⁶¹⁾、スンデヴドルジとツエングンジャヴが血縁で結ばれていたことがわかる⁽⁶²⁾。更に彼は、ダシピルとツエングンジャヴ、スンデヴドルジが氣脈を通じていることを述べ、またシャンゾドバの事務を協理させたハムバ・ノモン・ハン・ジャムバルドルジが無視されていると訴える。ただシャンゾドバの処遇については、直ちに解任せず、事務に精通した彼にホトクト坐牀の事務を処理させた後、機会をみつけて改めて弾劾、解任するよう提案する。これは帝に認められ、以後事態はまさにそのようにな展開するのである。

サンザイドルジの三月二〇日呈覽の上奏は、彼のハルハに対する姿勢をよく表している。この中で彼は、祖父・父の屋敷から、康熙時代の「ジエヴツンダムバ・ホトクト、トシェート・ハン、ツエツエン・ハン、王、台吉等が、天恩に感激して上奏したモンゴル文の古文書一件、また理藩院より協議して再度上奏して、またホトク

ト等に送った満洲文の文書一件」を発見し、三世ホトクト迎接のためにドロンノールに集うハルハ王公達にこれを読み聞かせるよう提言する⁽⁶³⁾。ドロンノールは、ガルダンの侵入を避けて内モンゴルに逃れたハルハ王公達が、清朝に帰属したこと内外に宣言する盟会が開かれた因縁の地である。サンザイドルジは、三世ホトクトを迎えて、このセレモニーを再演しようというのである。しかし帝は、ホトクトを強引にチベットから転生させた矢先のことでもあり、ハルハを過度に刺激するのを避けたのであろう。これを認めなかつた。

四月一二日、サンザイドルジは、ジエヴツンダムバ・ホトクトをドロンノールに移すこと等からなる一項目の提言を行う⁽⁶⁴⁾。これについては、別稿に詳しく述べたが、ここでは、その第七項のシャビナルに対するアルバ賦課提言について、一言しておきたい。彼はこの中で、シャビナルが富裕で、さしたるアルバ（貢租賦役）も負担していないので、これに清朝のアルバ（駅站、卡倫等での勤務、兵役）を負担させることを請う。これは、特権的立場を享受していたジエヴツンダムバ・ホトクトの属民を、ザサク旗民同様の地位に引き下ろし、将来の勢力拡大を予防せんとするものであるが、これは認可されなかつた⁽⁶⁵⁾。このことは、帝にいまだ従来の制度的枠組みを変える考えがなかつたことと、サンザイドルジの意図が、乾隆帝の意図よりも急進的であつたことを示すものである。

このように、ノムホン解任事件をきっかけに、帝の支持を確信したサンザイドルジは、帝の意図を越えて、ハルハに対する支配強化を志向した。しかしこれは、制度的変更には応じないという乾隆帝の態度を変えるには至らなかつたのである。

3 满洲大臣フデの着任

ノムホンを解任した乾隆帝は、ジエヴァンダムバ・ホトクト⁽⁶⁷⁾三世迎接団に同行していた署理藩院侍郎事フデを急速呼び戻し、イヘ・フレーに派遣した。フデは、乾隆二八（一七六三）年四月二八日にイヘ・フレーに着任したが、出迎えたサンザイドルジ、公サンドウウドルジ、ゲジャイドルジ、ノモン・ハン・ジャムバルドルジ、ドンコル・ホトクト、シャンゾドバ・スンデヴドルジを前にして、

……当地の人々は最近ノムホンを罰した件を思い、彼ら各々皆少しく恐れ疑っているかも知れないと考え、彼ら衆人の様子に合わせて、心を落ち着かせようと考えて、彼らに、「私は理藩院を管する大臣であり、モンゴル人である。聖主陛下の御恩によりモンゴルの習いをもまた知っている。……」

と蒙語し、ホトクトの仏殿に跪拝した⁽⁶⁸⁾。彼は蒙古八旗の出身者でもあつたのであろうか。ところが実際のフデの行動は、まったく裏腹だった。

まず五月三〇日呈覽の奏で彼は、さきにサンザイドルジが行つて認められなかつた康熙時代の文書をハルハ王公に読んで聞かせるという提言を繰り返す。しかも、自分でその草稿を準備して呈覽するという念のいれようであつた⁽⁶⁹⁾。帝は、「衆ハルハのことである。サンザイドルジが掌ればすむことだ」とその関与を禁じた⁽⁷⁰⁾。また同日呈覽の奏の中では、スンデヴドルジの解任を請い、後任にハムバ・ラマ・シャグドルを推挙した⁽⁷¹⁾。これはサンザイドルジも行わなかつたところであった。しかし、スンデヴドルジの処置は、既にサンザイドルジの請いによつて決定済みであり、帝は、フデにスンデヴドルジ弾劾の口実を見逃さないよう指示した⁽⁷²⁾。

同じ五月三〇日、帝は重要な諭旨を降している。それは、

……ただ、ホトクトは幼く、その属下の民を管理できない。今、彼の地に駐して事務を処理する大臣がいる。諸事務を駐藏辦事大臣等の通りに管理すべきである。今も、ダムのオオルトや、玉樹、ナクスの民をすべて駐藏大臣等が管理している。フレーにいるホトクトの倉の事務、戒律の事、法事や日常の事務は、従来通りラマ等が処理せよ。ホトクトのシャビナル、ハムニガンの民をフレーに駐する大臣等が管理せよ。⁽⁷³⁾ というもので、イヘ・フレーの世俗の属民たるシャビナルの管理をフレーの大臣の管轄とするというのであった。

つまり、シャンゾドバの職権に大臣が介入することを公式に認めたのである。勿論その直接の目的は、スンデヴドルジの権力削減にあつた。この結果シャビナルの戸口調査が行われた。これはフデが六月二〇日呈覽の奏⁽⁷⁴⁾で表明し、八月九日の奏で結果が帝に報告された。⁽⁷⁵⁾ この時の調査は、スンデヴドルジ等が上呈したものを、そのまま報告したものであったが、翌二九年正月には再度の調査が、今度は大臣衙門からシャビナルの各オトクに官吏が直接派遣され、シャンゾドバ衙門の官員と合同で行われた。これによつてサンザイドルジと満洲大臣は、シャビナルの実情を直接把握する権限を与えられたのである。ただ、この調査は、直ちにシャビナルにアルバ（貢租賦役）を課すためのものではなかつた。實際、シャビナルにアルバを負課しようといふサンザイドルジの提言に対して、帝は明確に拒否を表明している。むしろ、サンザイドルジの当面の政敵であるシャンゾドバの権限縮小が狙いだつたと思われる。

更にサンザイドルジとフデの同年一一月一六日呈覽の奏聞によれば、彼らはホトクトの化身の坐牀に際してフ

レーに集合したシャビナル二五オトクのダラガ（長）を接見し、各人のダラガとしての適否を検分した上、以下のように訓示した。

それぞれのオトクの民を厳しく治め管理せよ。良い者は、お前達が記録して我々に告げよ。悪い者は、お前達がただちに予め鎮めさせとせ。もし従わない者がいれば、我々に示し告げよ。……（中略）……お前達が良ければ、我々はお前達を撫する。お前達が悪ければ、我々はただちにお前達を処罰する。⁽⁷⁾

注目されるのは、シャンゾドバ等と共に、サンザイドルジとフデが、シャビナルの賞与・処罰を行ふと言つてゐる点である。つまり、各地に散在するシャビナルの管理にサンザイドルジと満洲大臣が直接関与すると宣言しているのである。これにより、本来のシャビナル管理者であるシャンゾドバの権限は大幅に制限されることになる。

フデは、着任以来、サンザイドルジの政策に沿いながらも、時に一步踏み出した提言を行つた。ただ、帝はフデにハルハの内部問題への関与を禁じ、サンザイドルジを前面に立てた。これはサンザイドルジがハルハ王公だったからにはかならない。帝は、大臣にシャビナルを管轄させるなどの、制度にわたる措置をとつたが、これとでも、シャンゾドバの権限を奪うものではなく、ただ、大臣の関与を許したにすぎない。あくまでも、スンデヴドルジの権限を相対的に縮小し、その影響力を弱めることに目的があつたのである。

さて、フデは、意外にも乾隆二八年一一月、サンザイドルジの弾劾を受けて解任される。政策的に一致しているようにみえる両者の対立の原因を、次節において検討してみたい。

4 フデの解任

フデはサンザイドルジの弾劾がきつかけとなつて解任されるのであるが、帝にこれを決意させたのは、むしろフデ自身の奏聞であつた。この奏聞は、フデに対するハルハ王公の無礼を非難するものであつた。以下に、まずフデの奏聞の内容を紹介しよう。⁽⁷⁸⁾

乾隆二八年一一月一日、ジェヴツンダムバ・ホトクトがイヘ・フレーに正式に坐牀し、イヘ・シャビ、ハルハ四部は、九日間にわたつて順次ダンシク⁽⁷⁹⁾を奉納し、フデは、これに参列した。ところがフデは、ハルハ四部のダンシク奉納が終わつた後、參贊公サンドウヴドルジに対して、王公達がフデをダンシク奉納に招いた作法を問題にし、

……道理を考えるならば、後でその時になつてから、また宜しく主催する者一人が来て、「今日は私どものダンシクです」と、私に告げるべきである。このように告げないとても、毎日解散する時に、皆そこにいる（のであるから）、そこで「明日は私どものダンシクです」と告げても、礼儀にかなつてゐるように思われる。まつたくこのように話さず、ただ毎日その時になつてから、人を一人遣わして、私に告げたのは、これは礼儀を少しく失したように思われる。何故なら、私はなんにせよ主上の諭旨によつて派遣された大臣なのだ。……（中略）……私に礼儀を尽くして自ら来て告げず、人を一人遣わして告げ、私を呼びつけたも同然に行つたのは、私を大いに軽んじた。諭旨によつて派遣された大臣として、尊ぶところがない。

と叱責した。また、祝典で行われた弓の射撃において、散会の際、王公達がフデの御機嫌を伺うことさえせずに

解散したとか、フデが相撲競技の会場に赴いた際、王公がすべてそこにいたにもかかわらず、フデがそこから弓の射撃会場に移った時、王サンザイドルジ、ザサクト・ハン、セツエン・ハンの三人が従つただけで、他の王公はついてこなかつたとか、衆人の中に黄色の衣服を着てゐる者がいるのを見咎め、これを王公等に言い聞かせるよつと命じた。六日目にトシェート・ハン・ツエデンンドルジのダンシク奉納に赴いたところ、他の王公が一人も参列していないこと憤慨し、ツエデンンドルジに王公達を召集させた。そしてサンドウヴドルジを叱責した内容を繰り返して述べ、また当日も王公が参列しなかつたことを責めた。またホトクトがフレー近郊に到着した際、出迎えに出たフデが、同行した王公達に、「我等みな座ろう」と言つと、トシェート・ハン・ツエデンンドルジは、敷物を持ってフデの上座に座つた。これを見咎めたフデは衆人の前でツエデンンドルジを叱責し、下座に座り直せた。また、ダシピルがスニドでの事務を終えて戻つて来て、フデの前で皇帝への請安の礼を行つたが、その際、「名前、爵位、しもべという語を完全に言わぬいで、主上とも言わず、ただ『請安』と一言述べた」ことに憤慨し、サンザイドルジを呼び付けて、ダシピルを叱責させた。またヒヤクトから帰つてきたフデを迎えたダシピル、ゲジャイドルジ等が、乗馬のまま挨拶したのを呼び止め、衆人の前で、「これはまさに故意に私を軽視しているのではないのか」と責め、両人に謝罪させた。そして、ダシピルを「甚だ陰険で、それ以後見ると、彼はしもべを少しく恨み、不快に思う様子」であり、トシェート・ハン・ツエデンンドルジは「甚だ年幼く、子供であつて愚か」、セツエン・ハン・マニバグラは「トシェート・ハンより少し大きく、外見は少しく俊敏なほうであります、また小賢しく落ち着きない」と評し、「ダシピルやバルダル等の人々が、唆した悪巧みがあつて、彼らは

しもべたるフデを軽んじる様子を露わにしたのでしよう」と断じた。

このように、フデは、欽差大臣としての自分の権威に敬意を表わさないとハルハ王公達を非難しているのである。その態度は極めて形式主義的で、瑣末な礼制に固執するものであった。フデのこのような態度は、乾隆帝がハルハに対して進めていた政策を全く理解していなかつたことを暴露している。礼制はまさに制度の形式的表現にはかならないが、当時の乾隆帝のハルハ政策は、制度を変えずに、実質的にハルハ既成の権威を骨抜きにして無力化せんとするものであつた。三世ホトクトをチベットから転生させながら、ホトクトのハルハ全部の帰依処としての地位は変えず、またサンザイドルジという官僚並の王公を送り込みながら、ハルハの事務はハルハ王公に処理させるという形を維持し、満洲大臣の関与を禁じたのも、その現われである。またシャビナルを大臣の管轄としておきながら、シャンゾドバの権限はそのままに残し、大臣協理という形で、実質的にシャンゾドバの権力を弱めようとしたのも同様である。ところがフデは、これとはまったく反対に、実質を無視しても、形式的に制度への服従を強制しようとした。かかる態度は、当時の乾隆帝のハルハ政策を崩壊させかねない危険を孕んでいたといえよう。サンザイドルジはこの点を察知して、フデの解任を請うたのである。帝はフデを「傲慢」⁽⁸⁰⁾「非道」と非難して解任した。フデを京師に護送した際、サンザイドルジは

しもべたる私が伏して思ひますに、来年は丁度オロスと交渉する事務がありますので、フレーに大臣を駐劄させますならば、重要案件について互ちに協議するのに意を得ますし、また頼りになります。シャビナルを管理する件にもまた、有益です。請うらくは、聖主陛下、御明察になり、旺洋とした御恩を施され、老練

な、モンゴル人の性格を知っている大臣を一人派して、しもべと共に事務を処理させてくださいますよう。と求めている。この「老練な、モンゴル人の性格を知っている大臣」というくだりに、帝は、「このような者はいない。いても、またフデのようになる。特に丑達を派遣した」と朱批をいれている。⁽⁸¹⁾ モンゴル人の性格に無理解であるということは、言い換えれば当時の乾隆帝の政策と、その結果としてのハルハの現状に無理解ということであろう。これこそフデがサンザイドルジによつて弾劾、解任されねばならなかつた理由なのである。

新任の大臣丑達が着任してまもなく、乾隆二九（一七六四）年四月二九日呈覽の参奏によつて、サンザイドルジと丑達は、帝にシャンゾードバ・スンデヴドルジを弾劾した。⁽⁸²⁾ 帝は既定の方針どおりこれを解任した。弾劾の内容は、スンデヴドルジが、ホトクトの父ダンジングムヴに敬意を表さず、乗馬さえも支給しない上、ホトクトにも暑い夏向きの快適なゲルを提供せず、満足な衣服さえも与えていないという、半ばいいがかりに近いものであった。ここに、イヘ・フレーにおいてハン家勢力を代表し、サンザイドルジに対抗したエルデニ・シャンゾードバが解任され、同地のハン家勢力は大きく後退したのであつた。

結 び

以上述べてきたことを要約すれば、以下のようになる。

チングンジャヴの乱鎮圧後、乾隆帝はトシエート・ハン家勢力の牙城イヘ・フレーに、親清派王公サンザイドルジを送り込み、ハン家勢力の切り崩しを計つた。サンザイドルジは、トシエート・ハン・ヤムピルドルジ、参

贊公リムピルドルジ等ハン家勢力にかえて自分の近親の王公を要職に就ける一方、やはりハン家近親出身の一世人トクトの死後、イヘ・フレーの教団中枢にも自分に近いラマを送り込み、その立場を急速に固めていった。これに對してハン家勢力を代表するシャンゾードバ・スンデヴドルジは、定辺左副將軍ツエングンジャヴ、トシエー・ト・ハン部盟長ダシビル等と連係してサンザイドルジの追い落としを計るが、乾隆帝の強いサンザイドルジ擁護に直面して悉く失敗、ついには自らも解任されたことで、イヘ・フレーにおけるハン家勢力は大きく後退する。

乾隆帝は、ハルハ王公をもつてハルハを統治する政策を維持し、サンザイドルジはその前衛として活動するが、この政策は、従来のハルハの制度面での現状に手をつけずに、実質的に清朝の支配を強化せんとするものであつた。これに無理解なフデは、ハルハ王公に形式的な礼制を強制しようとして、帝の政策と矛盾した態度をとり、帝自身によつて解任された。

さて、このようにして確立されたイヘ・フレーにおけるサンザイドルジの権力は、乾隆三〇（一七六五）年、定辺左副將軍ツエングンジャヴの反撃によつて一頓挫するにいたる。サンザイドルジのロシアとの密貿易の事実が暴露されるのである。しかし、この事件に關する詳細な検討は、別の機会に譲らざるをえない。

註

- (1) 村上正二「蒙古史研究の動向」『史学雑誌』六〇一三[1], 一九五一年三月、四五—五四頁。
- (2) 後者の特徴については、二木博史氏が指摘した。二木博史「ホシヨー内における平民の貢租・賦役負担——清代ハルハ・モンゴルの場合——」『内陸アジア史研究』創刊号、一九八四年三月、一一五一四〇頁。
- (3) 拙稿「ハルハ・モンゴルにおける清朝の盟旗制支配の成立過程——牧地の問題を中心として——」『史学雑誌』九七一[1], 一九八八年二月、一一二二[1]頁。
- (4) 萩原守「清代モンゴルにおける刑事的裁判の事例——清朝蒙古例、実効性の証明を中心にして——」『史学雑誌』九七一一[1], 一九八八年二月、一一二二八頁。同「一八世紀ハルハ・モンゴルにおける法律の推移」『東洋史研究』四九一三[1], 一九九〇年一二月、一一四一—一三八頁。
- (5) 拙稿「定邊左副將軍ツェンジングンジャガとその立場——清朝のハルハ＝モンゴル支配研究への導論として——」『早稲田大学大学院文学研究科要・哲学・史学編』別冊一二[1], 一九八七年一月、一六七一—八〇頁。
- (6) チングンジャガの乱に関する研究は多く。Н. Ишамын: Монголын ард түмний 1755-1758 оны туслаар тогтоол.
- (7) 森川哲雄「外モンゴルのロシア帰属運動と第一代ジエプシンダムバ・ホトクト」『歴史学・地理学年報』(九大教養部) 九、一九八五年三月、一一四〇頁。Златкин: там же, стр. 103-106.
- (8) 李毓澍「喇嘛教在外蒙の発展和地位」『外蒙政教制度考』台北、一九六一年。三九七一四〇—一頁。
- (9) 李毓澍「庫倫辦事大臣建制考」『外蒙政教制度考』一〇五一—一八四頁。
- (10) 拙稿「乾隆期中葉における清朝のハルハ支配強化とサンザイドルジ」『東洋学報』六九一三・四、一九八八年三月、一七三一—九四頁。
- (11) 拙稿「第二代ジエヴァンダムバ・ホトクトの転生と

乾隆帝の対ハルハ政策」『東方学』八三、一九九一年一月刊行予定。

(12) トシュート・ハン・ヤムピルドルジは、乾隆二二(一七四八)年から同二二(一七五〇)年まで同部盟長と副將軍を兼任。『欽定外藩蒙古回部王公表伝』卷四六、伝三〇、土謝団汗察輝多爾濟列伝。尚、本稿で使用する『王公表伝』は宮脇淳子氏が発見された東京大学総合図書館蔵本である。宮脇淳子「祁韻士纂修『欽定外藩蒙古回部王公表伝』考」『東方学』八一、一九九一年一月、一一一四頁。

(13) 『王公表伝』卷四七、伝二一、扎薩克多羅郡王噶勒丹多爾濟列伝。

(14) 『王公表伝』卷五一、伝二五、扎薩克一等台吉班珠爾多爾濟列伝。

(15) 中国第一歴史檔案館蔵、滿文『月摺檔』全宗三、編号一三六(1)、乾隆二八年一月一六日呈覽サンガイドルジ奏聞。以下、引用する同館蔵の軍機處の錄副檔冊は、『月摺檔』を月、満文『寄信檔』を寄、満文『上諭檔』を上といふぞれ略記し、登録番号は、全宗三、編号一二六(1)であれば、一一一(1)と略記する。

文書の形態は、満文で *hesse be baire jalin* であるのみを請証、*donjibume wesimbure jalin* を奏聞、*akai kesi*

de hengkilere Jain を謝恩とした。

(16) 『王公表伝』卷四七、伝二一、土謝団汗察輝多爾濟列伝。尚、本稿において、トシュート・ハン家近親と私が言う場合は、チャホンドルジの四人の子供を祖とするハン家、同部中旗ダルハン王家、右翼右旗グライ・ザサク家、左翼左中末旗セツエン・ザサク家の四家を指す。論文末尾に附した系図は、高文徳、蔡志純編『蒙古世家系』中国社会科学出版社、一九七九年五五一五六頁の同部世系に筆者が補足して作成したものである。

(17) 月三一八九(1)、乾隆二二年一月一三日呈覽サンガイドルジ奏聞。

(18) Чинчукавад Ундарчуулсан АР Монгол дахь тусгаар тогтолцын тэмцэл(1756-1758)，Энхтэсэн Θ. Чомил. УБ., 1963. №. 36(ズ)-Чинчукав -я貉)

(19) 『王公表伝』卷四六、伝二〇、土謝団汗察輝多爾濟列伝。

(20) 『王公表伝』卷五一、伝二五、扎薩克一等台吉札塔爾多爾濟のダシビルの伝には、彼が盟長に任命されたことは記されていない。

(21) ヤムピルドルジのハン位を継ぐべき子ワンチクドルジは、チングンジヤガの乱の際の軍務放棄でタイジを削られており、ヤムピルドルジも、乱鎮压に非協力的であ

つたとして、定辺左副將軍ツェングンジャヴの告発を受け、盟長、副將軍を解任されている。Чинчукав, №. 35, 86-88-p таб.

(22) 森川哲雄「外モンゴルのロシア帰属運動と第一代ジエブツンダムバ・ホトクト」。

(23) 当時のサンザイドルジの奏摺中にこの事件に関連した言及を発見できない。彼は、この陰謀に気付いていた言及ではないかと思われる。

(24) 『高宗実録』卷五五七、八上、乾隆二三年一月乙亥(一九)条。

(25) 月三一九四(一)、乾隆二三年二月二八日呈覽サンザイルジ請旨。

(26) 『王公表伝』卷五一、伝二五、扎薩克一等台吉辰丕勒多爾濟列伝。

(27) サンダクドルジは、サンザイドルジがイヘ・フレーチ着任直後に、彼の旗の間散輔國公として旗務を代理していいたのを、帝に請うてザサクに任命したものである。

『王公表伝』卷五〇、伝三四、貝子品級扎薩克輔國公三達克多爾濟列伝。

(28) Чинчукав, №. 36, 88-91-p таб.かつて筆者は、シャンゴドバ・スンデヴドルジについて、サンザイドルジ派のラマであったと記したが、これは、この奏において彼

がスンデヴドルジの権限強化を願い出ていることと、後に第三代ホトクト打撃事件やロシアとの密貿易事件において、スンデヴドルジがサンザイドルジ派のラマ等とともに処罰されていることに誤られたものであつた。たゞ、乾隆二二年当時のサンザイドルジとスンデヴドルジとの関係は、いまださほど対立するに至っていないなかたようと思われる。これに係わって、ハムバ・ノモン・ハム・ジャムバルドルジの立場について、一言しておきたま。スンデヴドルジが彼をハムバ・ノモン・ハンに推挙しているように、彼は、まったくサンザイドルジ一辺倒ではなかつた節もある。その点で、兄のシャグドル・ハムバとは異なつていたようである。しかし、別稿で検討したように、ホトクト打撃事件において結局はサンザイドルジを擁護したり、サンザイドルジが一貫してこのラマを後押ししているところをみると、サンザイドルジにより近い立場をとつていたことが考えられる。

(29) 月三一九四(一)、乾隆二三年正月初七日呈覽サンザイドルジ、リムピルドルジ奏聞。

(30) 月三一九四(一)、乾隆二三年正月一日呈覽サンザイドルジ、サンドウヴドルジ奏聞。

- (32) 月三一一五三(一)、乾隆三〇年一月二日呈覽フ
トウリンガ、フナイ奏請。
- (33) デチンジャヴ (Dečinjab 得沁扎布) は、サイ
ン・ノヤン部和碩親王で、サイン・ノヤン家の直系であ
る。
- (34) トシェーイ・ハン部左翼後旗トシェーイ・ザサク。
(35) ドルジツエデン (Dorjčedeng 多爾濟車登)、ザ
サクト・ハン部右翼末旗ダライ・ザサク。ホトゴイト
部。
- (36) 註(29)の同年正月初七日呈覽の奏聞。
- (37) 各盟は交代でウリヤスタイルの定邊左副將軍衙門近傍
に代表を駐在させ、盟との連絡事務に当たらせていた。
『大清会典』(嘉慶朝) 卷五二二二上一一下。
- (38) 月三一一三六(二)、乾隆二八年二月二六日呈覽サ
ンザイドルジ奏聞。
- (39) 第三代ホトクト擁立の経過については、別稿「第三
代ジエヴツンダムバ・ホトクトの転生と乾隆帝の対ハル
ハ政策」を参照。
- (40) 田山茂『蒙古法典の研究』東京、一九六七年。二九
八頁の注1。
- (41) 寄三一一二九(五)、乾隆二七年一二月二〇日、ツ
エングンジャヴ宛て。
- (42) 寄三一一三〇(一)、乾隆二八年二月初五日サンザ
イドルジ宛て。
- (43) ノムホン派遣に際して帝は、サンザイドルジ自身が
大臣派遣を請うていたことを述べている。上三一一三〇
(二)、乾隆二六年一一月二三日諭。
- (44) 月三一一三八(一)、乾隆二八年五月三〇日呈覽フ
デ請旨。
- (45) 月三一一二七(二)、乾隆二六年一二月(日付無し)
呈覽サンザイドルジ奏聞附件。
- (46) 月三一一三六(二)、乾隆二八年二月二六日呈覽サ
ンザイドルジ奏聞。
- (47) 寄三一一三〇(一)、乾隆二八年二月初五日。
- (48) 寄三一一二九(五)、乾隆二七年一二月二〇日。
- (49) 上三一一三一(二)、乾隆二七年一二月一九日諭。
- (50) 寄三一一二九(五)、乾隆二七年一二月二〇日。
- (51) 月三一一三六(二)、乾隆二八年二月二六日呈覽サ
ンザイドルジ奏聞。
- (52) 月三一一三六(一)、乾隆二八年正月一四日呈覽ツ
エングンジャヴ奏聞。
- (53) 上三一一一〇七(二)、乾隆二八年正月一〇日諭。
- (54) 月三一一三六(一)、乾隆二八年正月一五日呈覽フ

トウリングガ、フルンガン奏聞。

(55) 寄三一一三〇(一)、乾隆二八年正月二五日。

(56) 上三一一〇七(一)、乾隆二八年二月初五日諭。

(57) 『王公表伝』卷四七、伝三一、扎薩克多羅郡王噶勒丹多爾濟列伝。(58) 月三一一三六(一)、乾隆二八年二月二四日呈覽サンザイドルジ奏聞附件。

(59) 寄三一一三〇(一)、乾隆二八年二月五日。

(60) 月三一一三六(一)、乾隆二八年二月二六日呈覽サンザイドルジ奏聞。

(61) 滿洲語のmukünは、「同族のもの、一族」(羽田亨「滿和辭典」東京、一九七二年「同姓のもの、一族、族」(福田昆之「滿洲語文語辞典」横浜、一九八七年)、「一姓の兄弟をムクンという」(佟玉泉等整理「錫伯(滿語詞典」烏魯木齊、一九八七年)という意味で、myamanは、「親、父母、親身の人、親族の人」(羽田)、「³ : 親類、血縁者、⁴ : 親、父母」(福田)、[unruŋ, ečige eke](L. Misig : Manju mongγul tol bičig, Ulaγanbayatur, 1968)、「およそ母方姓の関係の人をみなniyamanルルベ。また父母をjuru niyamanといふ」(佟玉泉等)と云う意味で、おそらくムクンが父系の血縁を、ニヤマンが姻族を指すのではないかと考

えられる。

(62) シンデヴドルジについては、ツエングンジャウ自身も、「しもべたる私は、以前(シンデヴドルジを)知りませんでしたが、しもべの親族(mukün hala)で、どのみちこの(件の)原因です」と述べている。月三一一三六(一)、乾隆二八年正月一四日呈覽ツエングンジャウ奏聞。

(63) 月一三七(一)、乾隆二八年三月二〇日呈覽サンザイドルジ奏聞。

(64) 月三一一三七(一)、乾隆二八年四月一二日呈覽サンザイドルジ請旨。

(65) 別稿「第三代ジェヴォンダムバ・ホトクトの転生と乾隆帝の対ハルハ政策」参照。

(66) 寄三一一三〇(一)、乾隆二八年四月二三日。

(67) 上三一一〇七(一)、乾隆二八年二月初五日諭。

(68) 月三一一三八(一)、乾隆二八年五月一三日呈覽サンザイドルジ奏聞。

(69) 月三一一三八(一)、乾隆二八年五月三〇日呈覽サンザイドルジ請旨。

(70) 同上及び寄三一一三〇(一)、乾隆二八年五月三〇日呈覽サンザイドルジ奏聞。

デ請旨。

(72) 寄三一一二〇(一), 乾隆二八年五月三〇日。

(73) 上三一一一〇七(一), 乾隆二八年五月三〇日。

(74) 月三一一三八(一), 乾隆二八年六月一〇日呈覽フ
デ謝恩。(75) 月三一一三九(一), 乾隆二八年八月初九日呈覽フ
テ奏聞。(76) 月三一一四一(一), 乾隆二九年正月初八日呈覽サ
ンザイドルジ奏聞。(77) 月三一一四一(一), 乾隆二八年一月一六日呈覽
サンザイドルジ、フデ奏聞。(78) 月三一一四一(一), 乾隆二八年一月(日付無
し)、フデ奏聞。(79) ダンシク。チベット語 brtan bshugs モンゴル語で
は batu orusii。『大清会典事例』(光緒朝)九八六、理
藩院、貢物に、「達賴喇嘛・班禪額爾德尼及由京派往辦事
之呼圖克圖・四噶布倫、各呈進慶祝之禮曰丹舒克」とあ
る。(80) 上三一一一〇七(三), 乾隆二八年一一月二〇日諭。
(81) 月三一一四一(一), 乾隆二八年一二月一四日呈覽
サンザイドルジ奏聞。

(82) 月三一一四三(一), 乾隆二九年四月二七日呈覽サ

ンザイドルジ、丑達奏聞。

トシエート・ハン部系図

